

# 加古川市障がい者基本計画 (素案)

平成29年3月

加古川市

(28.11.30 第3回加古川市障害者施策推進協議会資料)

ごあいさつ

平成 29 年 3 月

加古川市長 岡田 康裕

## 目 次

|     |                     |   |
|-----|---------------------|---|
| 第1章 | 計画の基本的な考え方          |   |
| 1   | 策定の趣旨、背景            | 1 |
| 2   | 計画の位置づけ             | 2 |
| 3   | 計画の策定体制             | 2 |
| 4   | 計画の期間               | 2 |
| 5   | 計画の対象               | 3 |
| 6   | 計画の理念               | 3 |
| 7   | 基本的な姿勢              | 4 |
| 8   | 施策の展開分野             | 5 |
| 第2章 | 各分野における取り組み         |   |
| 1   | 現状と今後の方向性           | 6 |
| 2   | 施策の体系               | 6 |
| 3   | 具体的な施策の展開           |   |
|     | (1) 地域づくりの推進        |   |
|     | (2) 生活支援の充実         |   |
|     | (3) 教育・余暇の充実        |   |
|     | (4) 就労・経済的自立の支援     |   |
|     | (5) 快適にくらせるまちづくりの推進 |   |
|     | (6) 安全安心の推進         |   |
| 第3章 | 計画の推進               |   |
| 1   | 推進体制                |   |
| 資料編 |                     |   |
| 1   | 基礎データ               |   |
| 2   | 用語解説                |   |
| 3   | 障害者施策推進協議会委員、開催状況   |   |
| 4   | アンケート（全体）           |   |
| 5   | 障がい者団体との意見交換        |   |

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 策定の趣旨、背景

本市では、平成19年3月に「加古川市障害者福祉長期計画」を策定し、リハビリテーションの理念とノーマライゼーションの理念とを基調に、障がいのある人の地域での自立生活と共生社会の実現を図るため、これまでさまざまな施策を推進してきました。

計画を策定した当時は、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障がい者施策は大きな転換期を迎えていました。それまでは、障がいのある人が福祉制度を利用する場合、市がサービスの内容を決定する措置制度として運用されていましたが、平成15年度から始まった支援費制度により、自己決定によってサービスを利用する運用へと移行しました。そして、障害者自立支援法により、3障害（身体障害、知的障害、精神障害）を一元化した枠組みによる新たな運用が始まりました。それから10年の間に、障がいのある人を取り巻く環境はさらに大きく変わりました。

国において、平成19年の「障害者の権利に関する条約（以下、「条約」という。）」署名以降、条約の批准に向けた障害者施策の見直しが進められ、「障害者基本法」の改正（平成23年）をはじめ、「障害者の日常生活および社会生活を総合的かつ計画的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成24年）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成25年）、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」（平成25年）の制定、改正が進められました。これにより、障がいのある人の対象に、従来の3障害だけでなく、難病等その他の心身の機能に障がいのある人が加えられました。また、条約では、従来の「障害」の捉え方を、障がいのある人の病気や外傷など心身における機能の障害のみに起因するという「医療モデル」の考え方に加えて、障害は社会における様々な障壁（事物、制度、慣行、観念その他一切のもの、以下「社会的障壁」という）により生ずるという「社会モデル」を取り入れたものとなっており、その考えは障害者施策の見直しの基礎となっています。

このような状況を踏まえ、障がいのある人の暮らしがより豊かになるよう、長期的な視点による新たな障害者施策を展開する必要があります。本計画は、条約や障害者基本法、その他関連法の趣旨や、障がいのある人やその家族など支援者の想いを受け、本市の障がいのある人に係る施策をより推進するために策定しました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけられるものであり、加古川市総合計画を上位計画とし、加古川市地域福祉計画やその他関連する計画との整合性を図って策定しています。

また、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として、平成 27 年に策定した「第 4 期加古川市障害福祉計画」とともに、障がいのある人への施策を推進します。

本計画においては、医療や雇用、教育、防災など、障がいのある人を取り巻く諸環境を取り扱います。

関係相関図を挿入

## 3 計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、市民や障害福祉事業所に対するアンケート調査や、当事者団体等との意見交換会、加古川市障害者自立支援協議会からの意見聴取を行いました。そして、障がい者福祉に精通する学識経験者などで構成する加古川市障害者施策推進協議会による審議を重ね、策定しました。

## 4 計画期間

本計画は、平成 29 年度から平成 35 年度までの 7 年間を計画期間とします。

P D C A サイクルにもとづき、年度ごとに計画内容の進捗状況を点検し、加古川市障害者施策推進協議会や加古川市障害者自立支援協議会などに意見を聞きながら、本計画に掲げる施策の実現を図ります。

障害福祉計画との関係図を挿入

## 5 計画の対象

障害者基本法第2条に定義されている「障害者」であり、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではありません。

## 6 計画の理念

『障がいのある人が、地域の人とともに生きがいを持っていきいきと安心して暮らすことができるまちづくり』

本市の基本構想で掲げる「ウェルネス都市」とは、全ての市民が、良好な環境のもとでいきいきと毎日を過ごすことができるまちを表しています。

障害の有無に関わらず、人間としての尊厳が尊重され、権利が保障され、自分らしい生き方ができることが、生きがいのある暮らしの基礎となります。

また、障害を理由とするあらゆる障壁を取り除き、障がいのある人が、住み慣れた地域や自ら選択した住まいで、その地域の人とともに暮らしていることが、本当の成熟した社会といえます。

この理念を真に理解し、そして常に意識してさまざまな取り組みを進め、障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会の実現をめざします。

## 7 施策展開の基本姿勢

- (1) 人権を尊重し、社会に残る障壁を取り除く
- (2) 社会や人とつながるために、一人ひとりに合った支援を充実する
- (3) 自助、互助、共助、公助の連携と当事者の参画による福祉施策を展開する

本計画に掲げる理念の実現に向けて、計画の策定や事業の展開を行ううえで、常に持つべき基本的な姿勢を掲げます。

### (1) 人権を尊重し、社会に残る障壁を取り除く

障害の有無にかかわらず、誰もがいきいきと暮らすことができる共生社会を実現するために、障がいのある人が、障がいのない人と平等に、基本的人権を享受する個人として、その尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提とし、平等であることを拒むあらゆる社会的な障壁を取り除く取り組みを進めます。

### (2) 社会や人とつながるために、一人ひとりに合った支援を充実する

人は一人では生きていくことができず、社会や人とのつながりの中で生きていることから、障害の特性によって、その人の意思に反してつながりの機会が奪われることのないよう、その人の必要とする支援が行われなければなりません。

障がいのある人といっても、障害の特性や生活環境など、一人ひとりの状況は異なるため、周囲にいる人が、障害の特性を理解することを基本とし、さらに、その特性だけに目を向けて支援するのではなく、一人ひとりの生きづらさや困っていることこそに目を向けたきめ細やかな支援を充実します。

### (3) 自助、互助、共助、公助の連携と当事者の参画による福祉施策を展開する

だれもが住み慣れた地域で、心豊かに暮らし続けることができるまちづくりを推進するために、自助（自ら行うこと）、互助（地域での見守りや支えあい）、共助（介護保険制度など費用負担が制度的に裏付けられたもの）、公助（税による公の制度）の連携による取り組みを進めるとともに、障がいのある人本人の意見を十分に聞き、施策を展開します。

## 8 施策の展開分野

理念や施策展開の基本姿勢を常に意識し、次の6つの分野において施策を展開します。

### (1) 地域づくりの推進

障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、社会に残るあらゆる社会的障壁を取り除くための取り組みを進めるとともに、障害や障がいのある人への理解を深めるためのさまざまな啓発活動に取り組みます。さらに、障がいのある人を支援する人の活動をより充実させるための取り組みを進め、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、共に生きる地域づくりを推進します。

### (2) 生活支援の充実

障がいのある人が、必要な支援を受けながら、自らの決定による自立した日常生活を送ることができるよう、いつでも相談ができる体制の整備や、希望するサービスが使える環境を整備するとともに、子育て、保健、医療、住まい、移動、コミュニケーション手段の確保など、生活をするうえでの基盤を充実させる取り組みを推進します。

### (3) 教育・余暇の充実

特別な支援を必要とする子どもが、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援を受けることができる体制の整備を推進するとともに、障害の有無にかかわらず、共に学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築を目指します。

また、障がいのある人が、芸術文化やスポーツなど、生きがいとなるような余暇活動ができる場をより充実させる取り組みを推進します。

### (4) 就労・経済的自立の支援

障がいのある人それぞれの特性や能力に応じて一般就労や福祉的就労により生きがいを持って働くことができるよう、就労するための相談や就労訓練、関係機関の連携など、就労に関わる体制の整備を図るとともに、障害年金や各種手当の支給など、経済的自立を支える公的支援制度をわかりやすく案内し、利用しやすい環境の整備を図ります。

### (5) 快適にくらせるまちづくりの推進

道路や建物、公共交通機関など、安全で快適に暮らせるまちを形成するため、ユニバーサルデザインによる整備を推進するとともに、施設のバリアフリー化の推進や情報アクセシビリティの向上により、全ての人にとって快適にくらせるまちづくりを推進します。

### (6) 安全安心の推進

平常時だけでなく、地震をはじめとする災害時や緊急時においても、障がいのある人の特性や状況に応じた対応ができるよう、防災や防犯体制の整備を推進するとともに、虐待の防止、成年後見制度などの権利擁護に努め、安全安心の推進を図ります。



## 第2章 各分野における取り組み

### 1 現状と今後の方向性

各分野における施策を展開するにあたっては、これまでの取り組んできた結果としての現状を認識したうえで、これからの課題を整理する必要があります。

本章では、各分野において「現状と課題」を整理し、「今後の方向性」を示したうえで、具体的な「施策」を列記します。

### 2 施策の体系

施策体系図を挿入